

平成 25年 1 1月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発 1031 第 3 号」により、下記項目につき検体検査実施料が
平成 25年 1 1月 1 日より新規適用されることになりましたので、ご案内いたします。
取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。
敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
抗アクアポリン 4 抗体	1000 点	免疫 1 4 4 点	「D014」 自己抗体検査 の「26」	ア.抗アクアポリン 4 抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ.本検査は、ELISA 法により視神経髄膜炎の診断（治療効果判定を除く。）を目的として測定した場合に算定できる。
抗筋特異的チロシン キナーゼ抗体	1000 点	免疫 1 4 4 点	「D014」 自己抗体検査 の「26」	ア.抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ.本検査は、RIA 法により重症筋無力症の診断（治療効果判定を除く。）を目的として測定した場合に算定できる。 ウ.本検査は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体（抗 AChR 抗体）を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

■条件が追加された検査項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
抗アセチルコリン レセプター抗体 (抗 AChR 抗体)	900 点	免疫 1 4 4 点	「D014」 自己抗体検査 の「25」	ア.「25」の抗アセチルコリンレセプター抗体（抗 AChR 抗体）は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。 イ.本検査は、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。